

令和8年度水質検査計画

奈義町地域整備課

- 1 基本計画
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 検査項目と検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査方法
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性の保証について
- 10 関係者との連携

水質検査は、供給する水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。奈義町地域整備課では、令和8年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

1 基本計画

水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水質検査は、配水区域ごとに給水栓で行います。

(2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられている項目と水質管理上留意すべき項目について行います。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果などに基づいて定めます。

2 水道事業の概要

皆さまにお届けする水道水は、加茂川(津山市草加部地内)の表流水を取水し、岡山県広域水道企業団の津山第2浄水場で浄水処理され、配水池を経由して自然流下、一部はポンプ加圧し配水しています。

町内の給水状況は表1のとおり、配水池は表2のとおりです。

表1 奈義町の給水状況

(令和8年3月31日時点)

区 分	内 容
給水人口	5,216人
給水戸数	2,454戸
1日最大給水量	2,840m ³
1日平均給水量	2,246m ³

表2 奈義町内の配水池

水源	岡山県広域水道企業団 津山第2浄水場より受水 高円受水場 2池 有効容量 3,052 m ³				
認可水量	4,000m ³ /日				
配水地	高円第一配水池	低区配水池	滝本配水池	杉ヶ岨配水池	馬桑配水池
有効容量	253.2 m ³ (1池)	582 m ³ (2池) 167 m ³ (1池)	288 m ³ (2池)	111.6 m ³ (2池)	41.4 m ³ (2池)

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

加茂川(津山市草加部地内)で取水した表流水を岡山県広域水道企業団の津山第2浄水場で浄水処理された水を受水しています。

(2) 浄水の状況

水道水は水質基準をすべて満足しており、安全で良質な水をお届けしています。

4 検査地点

検査地点は表3のとおりです。

表3 検査地点

配水区域	所在地	採水地点
低区配水区域	奈義町柿	B&G
滝本配水区域	奈義町滝本	消防機庫
高円配水区域	奈義町豊沢	奈義町役場
杉ヶ嶋配水区域	奈義町小坂	小坂公民館

5 検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査

色、濁り、臭味の異常の有無、残留塩素濃度の確認は、水道法に基づき1日1回行います。

(2) 水質基準項目の検査

給水栓における法令に基づく検査項目、頻度は表4のとおりです。奈義町では、過去3年間の水質検査結果等から、各検査地点での水質検査を表5の頻度で行います。なお、過去3年間の水質検査結果は別紙1に掲載しています。

(3) 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目は、毒性評価値が暫定的であったり、検出レベルは高くなく水質基準項目とすることは見送られたものの水道水質管理上注意すべきものとして設定されています。奈義町では、杉ヶ嶋配水区域で年に1回検査を行います。検査項目は表6のとおりです。

表4 水質基準項目

	検査項目	単位	基準値	法令に基づく検査回数
1	一般細菌	個/mL	100以下	概ね1カ月に1回
2	大腸菌	/100mL	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	概ね3カ月に1回…注3
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	概ね3カ月に1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	概ね3カ月に1回…注3
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	
20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ヘキサフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/L	0.00005以下	概ね3カ月に1回…注4、注5
21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	概ね3カ月に1回…注3
22	塩素酸	mg/L	0.6以下	概ね3カ月に1回
23	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	
24	クロロホルム	mg/L	0.06以下	
25	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	
26	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	
27	臭素酸	mg/L	0.01以下	
28	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	
29	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	
30	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	
31	ブロモホルム	mg/L	0.09以下	
32	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	
33	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	概ね3カ月に1回…注3
34	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	
35	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	
36	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	
37	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	
38	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	概ね1カ月に1回…注1
39	塩化物イオン	mg/L	200以下	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	概ね3カ月に1回…注3
41	蒸発残留物	mg/L	500以下	
42	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	
43	ジェオスミン	mg/L	0.0001以下	発生時期に概ね1カ月に1回 …注2
44	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.0001以下	
45	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	概ね3カ月に1回…注3
46	フェノール類	mg/L	0.005以下	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	概ね1カ月に1回…注1
48	pH値		5.8~8.6	
49	味		異常でないこと	
50	臭気		異常でないこと	
51	色度	度	5以下	
52	濁度	度	2以下	

- 注1 連続的に計測・記録がなされる場合は3カ月に1回以上とすることができる。
- 注2 藻類の発生が少なく検査をする必要がないことが明らかである期間を除く。
- 注3 原水の水質が大きく変わらないと認められる場合で、過去3年間の水質検査結果がすべて水質基準値の1/5以下である場合は1年に1回以上、過去3年間の水質検査結果がすべて水質基準値の1/10以下である場合は3年に1回以上とすることができる。
- 注4 上水道事業及び水道用水供給事業においては、注2のとおり。簡易水道及び専用水道においては、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。
- 注5 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

表5 検査項目と検査頻度

	検査項目	単位	基準値	検査頻度 (回/年)			
				低区	滝本	高円	杉ヶ峠
1	一般細菌	個/mL	100以下	12	12	12	12
2	大腸菌	/100mL	検出されないこと	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	—	—	—	1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	—	—	—	1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	—	—	—	1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	—	—	—	4
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	—	—	—	1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	—	—	—	1
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	12	12	12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	—	—	—	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	12	12	12	12
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	—	—	—	1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	—	—	—	1
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	—	—	—	1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	—	—	—	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	—	—	—	1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	—	—	—	1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	—	—	—	1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	—	—	—	1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/L	0.00005以下	1	1	1	1
21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	—	—	—	1
22	塩素酸	mg/L	0.6以下	—	—	—	4
23	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	—	—	—	4
24	クロロホルム	mg/L	0.06以下	—	—	—	4
25	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	—	—	—	4
26	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	—	—	—	4
27	臭素酸	mg/L	0.01以下	—	—	—	4
28	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	—	—	—	4
29	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	—	—	—	4
30	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	—	—	—	4
31	ブロモホルム	mg/L	0.09以下	—	—	—	4
32	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	—	—	—	4
33	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	—	—	—	1
34	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	—	—	—	4
35	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	—	—	—	1
36	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	—	—	—	1
37	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	—	—	—	1
38	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	—	—	—	1
39	塩化物イオン	mg/L	200以下	12	12	12	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	—	—	—	1
41	蒸発残留物	mg/L	500以下	—	—	—	1
42	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	—	—	—	1
43	ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	—	—	—	1
44	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	—	—	—	1
45	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	—	—	—	4
46	フェノール類	mg/L	0.005以下	—	—	—	1
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	12	12	12	12
48	pH値		5.8~8.6	12	12	12	12
49	味		異常でないこと	12	12	12	12
50	臭気		異常でないこと	12	12	12	12
51	色度	度	5以下	12	12	12	12
52	濁度	度	2以下	12	12	12	12

表6 水質管理目標設定項目の検査項目

項目	目標値	検査頻度	設定理由等
アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—	原水で実施…注
ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下	—	原水で実施…注
ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	—	原水で実施…注
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—	原水で実施…注
トルエン	0.4 mg/L 以下	—	原水で実施…注
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	—	原水で実施…注
亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	—	不使用のため検査しない
二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	—	不使用のため検査しない
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下	1 回/年	
抱水クロラール	0.02 mg/L 以下	1 回/年	
農薬類	1 以下		原水で実施…注
残留塩素	1 mg/L 以下	1 回/年	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下	—	水質基準項目で実施
マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	—	水質基準項目で実施
遊離炭酸	20 mg/L 以下	1 回/年	
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	—	原水で実施…注
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	—	原水で実施…注
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	1 回/年	
臭気強度(TON)	3 以下	1 回/年	
蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下	—	水質基準項目で実施
濁度	1 度以下	—	水質基準項目で実施
pH値	7.5 程度	—	水質基準項目で実施
腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上、極 力 0 に近づける	1 回/年	
従属栄養細菌	2000 以下	1 回/年	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	—	原水で実施…注
アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	1 回/年	

注 岡山県広域水道企業団が浄水処理した水を受水しているため、奈義町では原水の検査は行っていません。

6 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがあるような場合には、臨時の水質検査を行い浄水の安全性を確認します。

7 水質検査方法

採水から水質検査成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣登録機関に委託して行います。

なお、本年度は公益財団法人岡山県健康づくり財団に委託します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年作成し、奈義町のホームページに掲載します。また、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果もホームページに掲載します。

9 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査結果の信頼性を確保するため、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録機関であり、水道水質検査優良試験所規範(略称「水道GLP」)の認定を受けている公益財団法人岡山県健康づくり財団が行います。

10 関係者との連携

本町は、水道水の安全性を確保していくため、岡山県美作保健所、近隣の水道事業体等と連絡調整を行い、水質保全に万全を期しています。

お問い合わせ先

奈義町地域整備課

〒708-1392

勝田郡奈義町豊沢 306-1

電話 0868-36-4115

FAX 0868-36-6780

奈義町上水道
小坂公民館

2023年04月01日 ~ 2026年03月31日

採水年月	最大値	最小値	平均値	基準値との比較				検査頻度
				1/10以下 1回/3年	1/5以下 1回/年	1/2以下 1回/3ヶ月	1/2超過 1回/3ヶ月	
当日天候								
前日天候								
原浄区分								
気温(°C)								
水温(°C)								
残留塩素(mg/L)	1.0	0.2	0.5					
	単位	基準値						
1 一般細菌	個/mL	100以下	0	0	0	○	—	1回/月
2 大腸菌	/100mL	検出されないこと	—	—	—	—	—	1回/月
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	○	—	1回/3年
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	○	—	1回/3年
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3年
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3年
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3年
8 六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3年
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	○	—	1回/3ヶ月
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3ヶ月
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.629	0.188	0.383	○	—	1回/3ヶ月
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	○	—	1回/3年
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	○	—	1回/3年
14 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	○	—	1回/3年
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	—	1回/3年
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○	—	1回/3年
17 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3年
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○	—	1回/3年
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3年
20 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3年
21 塩素酸	mg/L	0.6以下	0.13	0.06未満	0.07	—	○	1回/3ヶ月
22 クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	○	—	1回/3ヶ月
23 クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.028	0.003	0.011	—	○	1回/3ヶ月
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.006	0.002未満	0.003	—	○	1回/3ヶ月
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.003	0.001	0.002	○	—	1回/3ヶ月
26 臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3ヶ月
27 総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.040	0.006	0.017	—	○	1回/3ヶ月
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.011	0.003	0.007	—	○	1回/3ヶ月
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.009	0.002	0.005	—	○	1回/3ヶ月
30 ブロモホルム	mg/L	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3ヶ月
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.008	0.005未満	0.005 未満	○	—	1回/3ヶ月
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	○	—	1回/3年
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.05	0.01未満	0.03	—	○	1回/3ヶ月
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	○	—	1回/3年
35 銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.003	0.003	0.003	○	—	1回/3年
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	7.0	6.0	6.5	○	—	1回/3年
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	○	—	1回/3年
38 塩化物イオン	mg/L	200以下	9.2	6.7	7.6	○	—	1回/月
39 硬度(カルシウム等)	mg/L	300以下	20	17	19	○	—	1回/3年
40 蒸発残留物	mg/L	500以下	55	47	51	—	○	1回/年
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	○	—	1回/3年
42 ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	○	—	1回/年
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	○	—	1回/年
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.002未満	0.005 未満	○	—	1回/3年
45 フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	○	—	1回/3年
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.6	0.3未満	0.4	—	○	1回/月
47 pH値		5.8~8.6	7.9	6.9	7.4	—	—	1回/月
48 味		異常でないこと	—	—	—	—	—	1回/月
49 臭気		異常でないこと	—	—	—	—	—	1回/月
50 色度	度	5以下	0.7	0.5未満	0.5 未満	—	○	1回/月
51 濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	○	—	1回/月
判定			—	—	—	—	—	—



JWWA

Good Laboratory Practice Accreditation



認定証付属書

認定番号：JWWA-GLP043

水質検査機関名：公益財団法人岡山県健康づくり財団

所在地：岡山県岡山市北区平田 408-1

認定水質検査項目 (52項目)

- | | | |
|---|---|----------------------|
| 1 一般細菌 | 19 トリクロロエチレン | 36 銅及其化合物 |
| 2 大腸菌 | 20 ペルフルオロオクタンスルホン酸
(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸
(PFOA) (2026年4月1日適用) | 37 ナトリウム及其化合物 |
| 3 カドミウム及其化合物 | 21 ベンゼン | 38 マンガン及其化合物 |
| 4 水銀及其化合物 | 22 塩素酸 | 39 塩化物イオン |
| 5 セレン及其化合物 | 23 クロロ酢酸 | 40 カルシウム、マグネシウム等(硬度) |
| 6 鉛及其化合物 | 24 クロホルム | 41 蒸発残留物 |
| 7 ヒ素及其化合物 | 25 ジクロロ酢酸 | 42 陰イオン界面活性剤 |
| 8 六価クロム化合物 | 26 ジブromクロロメタン | 43 ジェオスミン |
| 9 亜硝酸態窒素 | 27 臭素酸 | 44 2-メチルイソボルネオール |
| 10 シアン化物イオン及び塩化シアン | 28 総トリハロメタン | 45 非イオン界面活性剤 |
| 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 29 トリクロロ酢酸 | 46 フェノール類 |
| 12 フッ素及其化合物 | 30 ブロモジクロロメタン | 47 有機物(全有機炭素(TOC)の量) |
| 13 ホウ素及其化合物 | 31 ブロモホルム | 48 pH値 |
| 14 四塩化炭素 | 32 ホルムアルデヒド | 49 味 |
| 15 1,4-ジオキサン | 33 亜鉛及其化合物 | 50 臭気 |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び
トランス-1,2-ジクロロエチレン | 34 アルミニウム及其化合物 | 51 色度 |
| 17 ジクロロメタン | 35 鉄及其化合物 | 52 濁度 |
| 18 テトラクロロエチレン | | |



水道 GLP 認定委員会

委員長 西村 哲 治

